

社長のためのお勉強

令和5年10月1日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

子法人株式等の配当に係わる源泉徴収の見直し

(1) 内容

令和5年10月1日以降に行われる完全子法人株式等(株式保有割合100%)及び関連法人株式等(発行済株式等に占める割合が3分の1超の保有)に係る配当等については、所得税が課されず、その配当等に係る所得税の源泉徴収は行わないこととなります。

(2) 改正の背景

完全子法人株式等及び負債利子を控除した関連法人株式等に係る配当等の額の全額が益金不算入のため法人税が課されないこととなっていますが、配当等の支払の際に源泉徴収を行っているため、控除すべき源泉所得税が法人税額を上回った場合に還付金及び還付加算金が発生し、源泉徴収事務と還付事務の両方が生じる事態となっていました。

源泉所得税が法人税の前払的性格を持つことや、納税に係る事務負担を減らす観点からこの改正が行われることとなります。

